

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令案について (概要) ※暫定版 (平成29年7月10日)

1. 趣旨

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の成立による教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の改正により、教育職員の普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数に係る科目区分が統合されたこと等を踏まえ、その単位の詳細や修得方法について規定する教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）について所要の改正を行う。併せて、学習指導要領の改訂等を踏まえた免許状更新講習規則の改正を行う。

※法令名を記載せずに記載している条項等の番号は教育職員免許法施行規則の条項等である。

※（第〇条関係）とあるのは、現行の教育職員免許法施行規則の該当部分を示す。

2. 概要

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この1) から6) までに定める通りとし、現行第六条は廃止する。

1)

第一欄	最低修得単位数																	
	第二欄		第三欄				第四欄						第五欄	第六欄				
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目				
右項の各科目に含めることが必要な事項	領域に関する専門的事項	保育に関する事項	各教科の指導法に関する事項	教育の意義及び教職員の役割・職務内容に関する事項	教育に関する社会的、制度的又は営的（学）校との連携及び安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程	特別支援及び必要とされる幼児、児童及び生徒の	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育の理解の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を	幼児相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリング及び技術（情報機器及び教材の活用を	道徳的学習の時間	総合的な学習の時間	特別活動の指導法	生徒指導の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を	教育相談（カウンセリング及び基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実践演習

		む 。)	。)	する 理解	含 む 。)	含 む 。)			
幼稚園	専修免許状	一六		一〇	四		五	二	三八
教諭	一種免許状	一六		一〇	四		五	二	一四
	二種免許状	一二		六	四		五	二	二
小学校 教諭	専修免許状		三〇	一〇		一〇	五	二	二六
	一種免許状		三〇	一〇		一〇	五	二	二
	二種免許状		一六	六		六	五	二	二
中学校 教諭	専修免許状		二八	一〇 (六)		一〇 (六)	五 (三)	二	二八
	一種免許状		二八	一〇 (六)		一〇 (六)	五 (三)	二	四
	二種免許状		一二	六 (三)		六 (四)	五 (三)	二	四
高等学 校教諭	専修免許状		二四	一〇 (四)		八 (五)	三 (二)	二	三六
	一種免許状		二四	一〇 (四)		八 (五)	三 (二)	二	一二

- ①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の内容を含むとともに、包括的な内容を含むものでなければならない。
- ②教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
- イ 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ一単位以上
 - ロ 小学校教諭の二種免許状 国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上
 - ハ 中学校教諭の専修免許状又は一種免許状 受けようとする免許教科について八単位以上
 - ニ 中学校教諭の二種免許状 受けようとする免許教科について二単位以上
 - ホ 高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状 受けようとする免許教科について四単位以上
- ③教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は一単位以上を修得するものとする。
- ④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ定める事項を含むものとする。
- イ 幼稚園教諭の普通免許状 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
 - ロ 小学校又は中学校の教諭の普通免許状 道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
 - ハ 高等学校教諭の普通免許状 総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
- ⑤道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科

目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を含むことを要しない。

- ⑥ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
- イ 小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状 二単位以上
 - ロ 小学校又は中学校の教諭の二種免許状 一単位以上
- ⑦ 教育実習は、次に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ定める学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。
- イ 幼稚園教諭の普通免許状 幼稚園、小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
 - ロ 小学校教諭の普通免許状 小学校、幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園
 - ハ 中学校教諭の普通免許状 中学校、小学校及び高等学校
 - ニ 高等学校教諭の普通免許状 高等学校及び中学校
- ⑧ 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状の授与を受けようとする場合においても同様とする。）
- ⑨ 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）の単位数には、次に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ定める学校インターンシップ（学校体験活動）の単位を含むことができる。この場合、教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）に第十三号又は第十四号の規定による他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）の単位をもってあてることができない。
- イ 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状 二単位まで
 - ロ 高等学校の教諭の普通免許状 一単位まで
- ⑩ 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容及び指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）若しくは教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）の単位をもって、これに替えることができる。
- ⑪ 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教職実践演習の単位をもって、これに替えることができる。
- ⑫ 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合においても同様とする。）。
- ⑬ 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあ

っては六単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては二単位まで、教育実践に関する科目(教育実習に係る部分に限る。)にあっては三単位まで、教育実践に関する科目(教職実践演習に係る部分に限る。)にあっては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

- ⑭高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあっては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目(教育実習に係る部分に限る。)並びに教育実践に関する科目(教職実践演習に係る部分に限る。)にあってはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- ⑮幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)の単位のうち、二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位)までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
- ⑯小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあっては二単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。)の単位にあっては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域及び保育内容の指導法(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)の単位をもってあてることができる。
- ⑰領域及び保育内容の指導法(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。)の単位をもってあてることができる。
- ⑱中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての普通免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位数(専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)について修得することができることとする。この場合において、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)にあっては一単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- ⑲高等学校教諭の工業の普通免許状については、当分の間、この表の高等学校教諭の項中教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位数(専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数)の全部または一部の単位は、当該免許状に係る教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)について修得することができる。

2) 学生が1)の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

3) 1)に規定する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程(以下「教職特別課程」という。)における単位の修得方法は、(1)1)に定める修得方法の例によるものとする。

4) 大学は、1)に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めなければならない。

5) 1)による幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。)又は教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)の単位の修得方法は、この①から③まで

に定める通りとする。

- ①幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域に関する専門的事項は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項のうち一以上について修得するものとする。(第二条関係)
 - ②小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)のうち一以上について修得するものとする。(第三条関係)
 - ③中学校及び高等学校の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)は、現行の第四条及び第五条の表中、英語の教科に関する科目のうち、英米文学を英語文学とし、第四条及び第五条中、教科に関する科目を教科又は教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)とし、必要合計修得単位数を削除し、それぞれの表第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ一単位以上を修得するものとする。(第四条及び第五条関係)
- 6) 1)による幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、この①及び②に定める通りとする。(第六条の二関係)
- ①幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、1)、5)に規定する領域及び保育内容の指導法に関する科目若しくは教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項(中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項)に係る部分に限る。)、に教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。
 - ②幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、1)、5)に規定する領域及び保育内容の指導法に関する科目若しくは教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項(中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項)に係る部分に限る。)、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。
- 7) 免許法別表第一に規定する文部科学省令の内容
- ①免許法別表第一備考第五号口の規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。)の単位、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状にあつては教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。(新設、改正後の六十六条の七、免許法別表第一備考第五号口関係)
 - ②免許法別表第一備考第六号に規定する教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるもの)は、教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とする。(新設、改正後の六十六条の八、免許法別表第一備考第六号関係)
- (2) 免許法別表第三に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この1)に定める通りとする。
- 1) 第十一条の表第二欄中、教科に関する科目を、領域及び保育内容の指導法に関する科目(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。)若しくは教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。))に、教職に関する科目を、領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。若しくは教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に、教科又は教

職に関する科目を大学が独自に設定する科目とし、表の備考を以下の内容に改める。

- ①第二欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ（１）１）から（１）６）までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第一条の四に規定する領域及び保育内容の指導演法に関する科目若しくは教科及び教科の指導演法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。
 - ②高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数を十二単位に加えた単位数を、教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位として修得しなければならない。
 - ③幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、幼稚園又は小学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる領域及び保育内容の指導演法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）又は教科及び教科の指導演法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）二単位並びに領域及び保育内容の指導演法に関する科目（保育内容の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）又は教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目八単位を含めて二十単位を、中学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科及び教科の指導演法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）四単位並びに教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目六単位を含めて二十単位を、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科及び教科の指導演法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）五単位並びに教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目五単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。
 - ④保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科及び教科の指導演法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）四単位並びに教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目六単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。
- 2) 第十一条第二項の規定中、教科に関する科目及び教職に関する科目を各科目（大学が独自に設定する科目を除く。）に改める。
 - 3) 第十一条の二の表第二欄中、教職に関する科目を教科及び教科の指導演法に関する科目（各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とし、教科又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目とし、表の備考を以下の内容に改める。
 - ①第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、（１）６）に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、（１）１）に規定する教

科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

② 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、（１）１）に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上並びに国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科の指導法のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上修得するものとする。

③ 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、（１）１）に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

４）第十三条の表第二欄中、教科に関する科目を、領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）若しくは教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）に、教職に関する科目を、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）若しくは教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に、教科又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目とし、表の備考を以下の内容に改める。

① この表各項の各科目の単位の修得方法は、それぞれ（１）１）から（１）６）までに定める修得方法の例にならうものとする。

５）附則第十四項を以下の内容に改める。

改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）二十単位、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目二十四単位並びに大学が独自に設定する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ（１）１）及び（１）５）③に定める修得方法の例にならうものとする。

６）附則第三十八項を以下の内容に改める。

免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）十単位、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目十二単位並びに大学が独自に設定する科目八単位を含めて四十五単位（同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所（次項において「看護師養成施設」という。）のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）七単位、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目八単位並びに大学が独自に設定する科目五単位を含めて三十単位）を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

（３）免許法別表第四に規定する中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法（第十五条関係）

１）第十五条第一項を以下の内容に改める。

免許法別表第四に規定する中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表に定める通りとする。

受けようとする 免許状の種類		最低修得単位数		
		教科及び教科の指導法に関する科目		大学が独自に設定する科目
		教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	
中学校 教諭	専修免許状	二〇	八	二四
	一種免許状	二〇	八	
	二種免許状	一〇	三	
高等学 校教諭	専修免許状	二〇	四	二四
	一種免許状	二〇	四	

- ①教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、（１）５）③に定める修得方法の例にならうものとする。
- ②教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- ③大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、（１）６）①に定める修得方法の例にならうものとする。

２）第十五条第二項を以下の内容に改める。

次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）については四単位を、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）については一単位を差し引くものとする。この場合における教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

（４）免許法別表第五に規定する単位の修得方法（第十六条関係）

- １）表中、教科に関する科目を、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）に、教職に関する科目を、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に、教科又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目とする。

２）第十六条第二項を以下の内容に改める。

免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）五単位以上並びに教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）八単位以上並びに教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目七単位以上を修得するものとする。

３）第十六条第三項を以下の内容に改める。

免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）五単位以上並びに教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目五単位以上を修得するものとする。

４）第十六条第四項を以下の内容に改める。

前三項の教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修

得方法は、第四条に定める職業についての修得方法又は第五条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目の単位の修得方法は、（１）１）に定める修得方法の例にならうものとする。

５）第十六条第五項を以下の内容に改める。

第一項の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、（１）６）に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、（１）１）の表に規定する教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

（５）免許法別表第八に規定する単位の修得方法

１）免許法別表第八に規定する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表に定める通りとする。（第十八条の二関係）

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数					
		領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		大学が独自に設定する科目
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
幼稚園教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	六					
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状			一〇	一	二	
	中学校教諭 普通免許状			一〇		二	
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状		一〇	二		二	
	高等学校教諭 普通免許状			二	一	二	四
高等学教諭校 一種免許状	中学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く)			二		二	八

①教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、（１）５）③に定める修得の例にならものとする。

②教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）のうち五以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

③現行第十八条の二の表備考第三号中、教科又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目とする。

２）免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもって足りる場合における単位の修得方法は、次の表に定める通りとする。（第十八条の四関係）

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数						
		領域及び保育内容の指導法に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		大学が独自に設定する科目
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
幼稚園教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状	三						
小学校教諭 二種免許状	幼稚園教諭 普通免許状			五	—	—		
	中学校教諭 普通免許状			五		—		
中学校教諭 二種免許状	小学校教諭 普通免許状		五	—		—		
	高等学校教諭 普通免許状			—	—	—	二	
高等学教諭校 一種免許状	中学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く)			—		—	四	

①教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、（５）１）に定める修得方法の例にならものとする。

（６）免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の修得方法は、この１）に定める通りとする。

１）心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習に、一単位まで、特別支援学校における学校インターンシップ（学校体験活動）の単位を含むことができることとする。（第七条関係）

（７）養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の授与を受ける場合の単位の修得方法

免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この１）及び２）に定める通りとする。（第九条から第十条の二関係）

１）

第一欄	最低修得単位数											
	第二欄	第三欄					第四欄			第五欄		第六欄
養護及び教職に関する科目	養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目
右項の各科目に含めることが必要な事項		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育の方法及び特異機器及び教材の活用を含む。）	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	養護実習	教職実践演習

養護教諭	専修免許状	二八	八	六	五	二	三一
	一種免許状	二八	八	六	五	二	七
	二種免許状	二四	五	三	四	二	四

- ①免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。）又は教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）のうち一以上の科目及び教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。
 - ②教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は一単位以上を修得するものとする。
 - ③教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
 - ④教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）の単位数には、二単位まで（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位まで）、学校インターンシップ（学校体験活動）の単位を含むことができる。
 - ⑤教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
 - ⑥教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 2) 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、この①及び②に定める通りとする。（第十条の二関係）
- ①養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。
 - ②養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。
- 3) 免許法別表第六に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この①及び②に定める通りとする。（第十七条）
- ①第十七条第一項の表備考、第二項及び第三項中、教職に関する科目を、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とする。
 - ②第十七条第四項を次の内容に改める。

第一項及び前項の養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目並びに大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、それぞれ1)、2)及び第九条に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第八条の三第二項に規定する養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目に準ずる科目の単位をも

つて、これに替えることができる。

4) 指定教員養成機関における単位の修得方法は、次の通りとする。(第三十二条関係)

第三十二条第三項の規定中、教職に関する科目を、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とする。

(8) 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法

免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この1)及び2)に定める通りとする。(第十条の三から第十条の五関係)

1)

第一欄	最低修得単位数												
	第二欄	第三欄					第四欄			第五欄		第六欄	
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目	
右項の各科目に含めることが必要な事項	目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育的方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	栄養教育実習	教職実践演習	
栄養	専修免許状	四	八					六			二	二	二四
護	一種免許状	四	八					六			二	二	
教諭	二種免許状	二	五					三			二	二	

①教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

②教育の基礎的理解に関する科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。)は一単位以上を修得するものとする。

③教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

2) 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次の通りとする。(第十条の五関係)

栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省厚生省令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、

道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

3) 免許法別表第六の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、この①及び②の通りとする。(第十七条の二)

①第十七条の二第二項中、教職に関する科目を、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とする。

②第十七条の二第三項中を次の内容に改める。

前二項の栄養に係る教育に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、それぞれ1)、2)及び第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。

4) 免許法附則第十八項の規定を受ける者の単位の修得方法は、次の通りとする。(附則第六項関係)

規定中の教職に関する科目を、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目とし、栄養教育実習を、教育実践に関する科目(栄養教育実習に係る部分に限る。)とする。

(9) その他の改正事項

1) 高等学校一種免許状を有する者若しくは高等学校一種免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一の規定により高等学校専修免許状の授与を受けようとするときは、別表第一の高等学校一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。また、高等学校一種免許状の授与を受けるために修得した単位についても同様に高等学校専修免許状の授与を受けようとするときの別表第一第三欄に定める単位数に含めることができる。(第十条の六関係)

2) 大学等に三年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者が別表第三の規定により所持する二種免許状を一種免許状に上進させようとする場合について、二年を超える在学年数一年をもって在職年数二年とみなす取り扱いから、在学年数が三年以上である場合は在職年数二年を有するものとみなし、別表第三第三欄に規定する最低在職年数に含めることができるものと改める。別表第六の第三欄についても同様とする。(第十二条関係)

3) 第二十条第一項及び第二十二條第三項の規定中、教職に関する科目を、領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)又は教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に改める。

4) 第二十二條の三の規定と第六十七條の二の規定を統合する。

5) 別記第二の一号様式中、教科に関する科目を領域及び保育内容の指導法(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。)並びに教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)に、教職に関する科目を領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。)、教科又は教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に、教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目並びに栄養に係る教育又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目に改める。

6) 別記第二の二号様式及び別記第二の四号様式中、教科に関する科目を領域及び保育内容の指導法(領域に関する専門的事項に係る部分に限る。)並びに教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。)に、教職に関する科目を領域及び保育内容の指導法に関する科目(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。)、教科又は教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に限る。)、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目に、教科又は教職に関する科目を大学が独自に設定する科目に改める。

7) その他所要の改正を行う。

(10) 免許状更新講習規則の改正

- 1) 免許状更新講習規則第四条に規定する選択必修領域の事項のうち、「へ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組」を「へ 学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領、第五十二条に規定する小学校学習指導要領、第七十四条に規定する中学校学習指導要領、第八十四条に規定する高等学校学習指導要領で定めるカリキュラム・マネジメント」に、「ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活用及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善」を「ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的かつ対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に改正する。(第四条関係)
- 2) 免許状更新講習規則第六条の規定中、「前条に規定する事項」を「第四条に規定する事項」とする。(第六条関係)

(11) 改正附則関係

1) 施行期日

この省令は平成31年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ定める日から施行する。

- ①教育職員免許法施行規則第十条の六、第十二条及び免許状更新講習規則第六条の改正規定 公布日
- ②免許状更新講習規則第四条の改正規定 平成30年4月1日

2) 経過措置

- ①教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八法律第八十七号。以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあっては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号口の規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が相当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合）又は教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）（小学校、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合）の単位とみなすことができる。
- ②新法別表第一、別表第二、別表第二の二、別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二及び別表第八の規定により普通免許状の授与を受ける場合にあっては、旧課程において修得した教職に関する科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
	(2) 1)、(3) 1) 又は (4) 1) の表に掲げる科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則第六条、第十条又は第十条の四に規定する科目
幼稚園教諭	領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係る部分に限る。）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）	教育実習
	教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）	教職実践演習
小学校教諭	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目

		教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（道徳の指導法、特別活動の指導法及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）	教育実習
	教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）	教職実践演習
中学校教諭	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（道徳の指導法、特別活動の指導法及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）	教育実習
	教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）	教職実践演習
高等学校教諭	教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）	教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（特別活動の指導法及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）	教育実習
	教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）	教職実践演習
養護教諭	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に係る部分に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（養護実習に係る部分に限る。）	養護実習
	教育実践に関する科目（教職実践演習に係る部分に限る。）	教職実践演習
栄養教諭	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に係る部分に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
	教育実践に関する科目（栄養教育実習に係る部分に限る。）	栄養教育実習

- ③新法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目若しくは栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位については、新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができる。
- ④改正法附則第六条の規定により旧法別表第一、第二又は第二の二に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たことにより新法別表第一、第二又は第二の二に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ⑤平成 31 年 4 月 1 日前に免許法別表第一備考第五号イの規定により幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として認定された課程については、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、平成 35 年 3 月 31 日までは、この省令による改正後の施行規則第一条の四及び第二条の規定にかかわらず、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。）（これら科目に含まれる内容を併せた内容に係る科目その他これらに準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得することができることとする。